

介護老人保健施設あおみ

短期入所療養介護・介護予防短期入所療養 重要事項説明書

(令和6年4月1日)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称など

- ・施設名 介護老人保健施設あおみ
- ・開所年月日 平成14年5月20日
- ・所在地 愛知県安城市安城町東広畔 28 番地
- ・電話番号 (0566) 75-8460
- ・FAX番号 (0566) 75-8304
- ・管理者 杉浦 真
- ・介護保険指定番号 2353180017

(2) 短期入所療養介護・予防短期入所療養介護の目的と運営方針

短期入所療養介護・予防短期入所療養介護施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、そのほか必要な医療と日常生活のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営む事ができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護・予防短期入所療養介護を提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

(介護老人保健施設あおみの運営方針)

- 1 病院と家庭の中間に位置し、介護の必要な老人の自立と家庭への復帰の手助けをし、主な介護サービスを提供できる施設であること
- 2 地域に開放され、地域と家庭との結びつきを重視し、デイケア、ショートステイを併設し、家庭の介護を支援する施設であること
- 3 滞在型施設ではなく、リハビリや介護により日常生活の動作の向上を図り、生活の自立を支援し、家庭復帰を目指す施設であること
- 4 家庭的な療養生活をおくり、生活の質を重視し、在宅ケアを支える生活の場として機能する施設であること
- 5 介護老人保健施設(入所者)、デイケアセンター(通所者)、訪問看護ステーション、地域包括支援センター(委託事業)、介護保険センターの5つのサービスが一体的に提供できる施設であること

(3) 施設の職員体制

職 種	員 数	業 務 内 容
管理者（施設長）	1 人	施設業務の統括、職員の指揮監督
医師	1 人以上	健康管理、適切な医療処置
薬剤師	1 人	服薬指導、薬剤管理
管理栄養士	1 人以上	献立作成、栄養指導、栄養管理
看護職員	10 人以上（常勤換算）	健康管理、医療処置、服薬管理、口腔機能改善、急変時の対応
介護職員	25 人以上（常勤換算）	日常生活全般に渡る介護業務
支援相談員	1 人以上	入退所の手続き、苦情処理等相談業務
介護支援専門員	1 人以上	施設介護計画の作成全般
理学療法士	1 人以上（常勤換算）	機能訓練の実施、指導 日常生活リハビリの実施、指導
作業療法士		
言語聴覚士		

(4) 入所定員など

- ・定員・・・・・・・・１００名（一般棟６０名 認知症専門棟４０名）
- ・療養室・・・・・・・・個室：２０室 二人室：２室 四人室：１９室
（特別な療養室 個室：１０室 二人室：１室）

2. サービス内容

①医療

医師により、診療が必要と認める疾病または負傷に対して、的確な診断を基とし、妥当適切に行います。また、入所者の症状からみて当施設において自ら必要な医療を提供することが困難と認められた時は、協力医療機関などに診察を依頼します。

②機能訓練

理学療法士、作業療法士による利用者に適した機能訓練を行い、心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活が自立できるようリハビリテーションを行います。

③食事

- ・管理栄養士が立てる献立により、栄養、身体の状態、症状、嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・食事はできるだけ離床して、食堂でお摂りいただきます。

朝食 7：30～

昼食 11：30～

おやつ 15：00～

夕食 17：30～

④入浴

一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には機械浴で対応します。利用者は、週

2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。

⑤排泄

入所者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄自立についても適切援助を行います。

⑥離床、着替え、整容など

- ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮いたします。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮いたします。
- ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。
- ・シーツ交換は、週に1回実施いたします。

⑦相談援助サービス

当施設は、利用者及びその家族からの相談に誠意をもって応じ、 possible の限り必要な援助を行うよう努めます。

⑧アクティビティの提供

当施設では、生活の質の向上を図る為に必要な教養娯楽設備など整えるとともに、施設での生活を実りのあるものとするため、アクティビティや行事を企画します。

⑨特別な療養室

個室、二人室を利用できますが、感染症の発生・その他の事由によりやむなく療養室を移動していただくことがありますのでご承知置きください。

⑩理美容サービス（毎月第2・4木曜日）

希望者には理容のサービスが利用できます。

※これらのサービスのなかには、利用者から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、ご相談ください。

3. 協力医療機関など

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合などには、速やかに対応をお願いするようにしています。

(1) 協力医療機関

愛知県厚生農業協同組合連合会 安城更生病院（TEL0566-75-2111）
安城市安城町東広畔 28 番地

(2) 協力歯科医療機関

のむら歯科クリニック（TEL0566-99-2311）
安城市桜井町貝戸尻 36-2

◇緊急時の連絡先

緊急の場合は、「契約書」にご記入いただいた連絡先にご連絡させていただきます。

4. 施設ご利用の際に留意いただく事項

①当施設以外の医療機関への受診

介護老人保健施設入所中は、他の医療機関への受診についての制限が法律に定めら

れています。もし、受診が必要な場合は、必ず事前に当施設スタッフにご相談ください。外出時や外泊時、お薬だけの受診の場合も同様です。

②面会について

面会時間について特に定めはありませんが、消灯時間が午後9時となっておりますのでご協力ください。

ご家族の施設での宿泊は基本的にはできませんが、何らかの理由により宿泊を希望される方は、サービスステーションまで申し出てください。また、面会時には必ず各階に設置してあります面会簿への記入をお願いいたします。

※ 正面玄関の開放時間

7:00~20:00

③外出について

外出を希望される場合は届出が必要です。事前にご連絡ください。外出許可書をサービスステーションにてお受け取りください。ただし、ご本人の体調が悪い場合は、外出をお断りすることがありますので、職員の指示に従ってください。また、外泊については原則お断りをしておりますが、やむをえない事情の場合は対応させていただきます。

④喫煙について

介護老人保健施設あのみ敷地内及び安城更生病院敷地内は全面禁煙となっております。施設ご利用時の喫煙はご遠慮ください。

⑤離院センサー、コールマットの使用について

入所者の安全のため、離院センサー、コールマットを使用させていただく場合があります。

⑥洗濯について

洗濯物をご家族の方が持ち帰っていただくようお願いいたします。

⑦貴重品について

多額の現金や通帳及び高価な品物は、所持しないようにお願いします。また、施設内で利用者間での貸し借りはトラブルのもとになりますので、絶対しないようにお願いいたします。

⑧利用料のお支払いについて

利用料は、毎月月末締め、翌月10日頃に請求書を郵送します。翌月27日頃に口座引き落としでのお支払いとなります。なお、利用料が2か月分滞納になった場合は、退所していただきます。

⑨施設内事故について

当施設は、職員一丸となって利用者に喜ばれるサービスを提供できるよう日々努力いたしておりますが、万が一不慮の事故等（歩行中の転倒骨折・誤嚥・利用者間のトラブル）も考えられますので、ご了承ください。

⑩他科受診時のご家族の付き添いについて

サービス利用中の医療機関への受診等をご遠慮ください。ただし、緊急時には協力医療機関（安城更生病院）へ受診する場合があります。その際、原則としてご家族に

